

家屋調査建物区分

1. 木造建物区分

木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの。
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これに類するもの。
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これに類するもの。 ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。

2. 非木造建物区分

非木造建物 イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの。
非木造建物 ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの。
非木造建物 ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これに類するもの。 ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く。